



菅岡宏保 税理士

評価通達6項の 確認講座

財産評価基本通達6(この通達の定めにより難しい場合の評価)において、「この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」と定められています。

この通達の制定趣旨は、財産評価基本通達に定める評価方法を画一的に適用した場合には、適正な時価評価が求められず、その評価額が不適切なものとなり、著しく課税の公平を欠く場合も生じることが考えられることに対応するものであるとされています。

今回の講座では、この通達の具体的な運用基準(例として、『著しく不適当』の意義)を確認するとともに、この通達の適用可否が争点とされた不動産や株式評価に関する裁判例(判例)・裁決事例の検討を行います。

2023年2月～3月
全4日間 140,000円

◆令和4年最高裁判決でこうなる!!
ケーススタディ
**評価通達6項の
是否認ポイント**
税理士 菅岡宏保 著

◎最高裁令和4年4月19日判決
◎評価通達6項適用の可否が分かれた9事例を
徹底解説!!
財産評価の実務に精通した
税理士向け研修 人気講師による決定版
きょうせい

◆テキストとして使用します◆
令和4年最高裁判決でこうなる!!
『ケーススタディ評価通達6項の是否認ポイント』
菅岡 宏保 著 A5・320ページ 2022/12発行
販売価格 4,180円(税込み)



●当講座ではアーカイブ視聴はできません。



働き方改革・在宅学習に対応したFarbeのオンラインLIVEセミナーとは

東京会場で実施される生講座を、会員様のオフィスや自宅のパソコン・タブレット・スマホに同時中継。インターネット光環境があれば、居ながらにして全国どこでもファルベのセミナーを受講できます。

東京会場 **全国対応**
全国どこからでも受講可能!

オフィスで! 自宅で!
パソコン・タブレット・スマートフォンでの受講が可能。

生講座をテレビ品質で配信!
同時中継

画質が良くて音もクリア!
テレビ制作会社のTBSアクトが安定した画質・音質で配信。講師だけでなく、スクリーン・ホワイトボードを「カメラワーク」で撮影しているので、臨場感があり、飽きさせません。他社による固定カメラによるweb配信セミナーとは全く異なります。

テキストは事前に郵送いたします。

菅岡宏保税理士 資産税実務2022 申込書

FAX送信先 **03-5539-3751**

HPからのお申込みはこちら <http://farbe-net.com/>

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

講座名	東京開催/会場	大阪開催	講座価格(税込)
評価通達6項の確認講座	2023.2/12(日) 八	2023.2/4(土)	(全4講座) 140,000円
	2023.2/13(月) 八	2023.2/5(日)	
	2023.3/20(月) 浜	2023.3/25(土)	
	2023.3/21(火祝) 浜	2023.3/26(日)	

※ お申込みの際はE-mailアドレスを必ずご記入ください ※ 全講座 10:30~17:00開催 ※ 価格はテキスト代を含め、全て税込表記となっております。
※ 今後の新型コロナ感染状況によっては開催中止または延期の可能性があります。(開催地封鎖、会場閉鎖、講師・配信会社担当・受講生・弊社担当の感染などの場合)

浜 ビジョンセンター浜松町 **八** ビジョンセンター東京八重洲南口

■お申込区分 **※要選択** 東京会場受講(定員40名様) 東京オンラインLIVE受講 大阪会場受講(定員40名様)

■お申込み種別 **※要選択** 一般 『定額制クラブ』に入会して受講*
*「資産税実務」講座を含む、年間100講座以上の資産税セミナーを受け放題(宿泊研修・資格講座等除く) 1名様 月額55,000円~

■氏名/フリガナ ■事務所名

■ご住所 〒

■TEL. ■FAX

■E-mailアドレス **※必ずご記入ください。**





[全4日間] 全日10:30 ~ 17:00(受付10:00 ~)

近時の財産評価で話題性の高い評価通達6項を実務的な観点から検証

財産評価基本通達6(この通達の定めにより難しい場合の評価)において、「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」と定められています。

この通達の制定趣旨は、財産評価基本通達に定める評価方法を画一的に適用した場合には、適正な時価評価が求められず、その評価額が不適切なものとなり、著しく課税の公平を欠く場合も生じることが考えられることに対応するものであるとされています。

今回の講座では、この通達の具体的な運用基準(例として、『著しく不相当』の意義)を確認するとともに、この通達の適用可否が争点とされた不動産や株式評価に関する裁判例(判例)・裁決事例の検討を行います。

第1日目	東京  2月12日(日)	大阪 2月4日(土)
第2日目	東京  2月13日(月)	大阪 2月5日(日)
第3日目	東京  3月20日(月)	大阪 3月25日(土)
第4日目	東京  3月21日(火祝)	大阪 3月26日(日)

1. 財産評価基本通達6(この通達の定めにより難しい場合の評価)
2. 著しく不相当(特別の事情)の運用基準
3. 租税回避型と価額乖離型
4. 裁判例(判例)・裁決事例の確認
 - ① 対象財産が不動産で租税回避型の事例
 - ② 対象財産が不動産で価額乖離型の事例
 - ③ 対象財産が同族会社株式で租税回避型の事例
 - ④ 対象財産が同族会社株式で価額乖離型の事例

会場案内



東京会場[浜松町]

ビジョンセンター浜松町

東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビルB1F・4F・5F・6F
TEL:03-6262-3553

- ・JR山手線・京浜東北線「浜松町駅(南口・世界貿易センタービルディング南館直結出口)」徒歩3分
- ・東京モノレール羽田空港線「モノレール浜松町駅(南口・1出口)」徒歩3分
- ・都営大江戸線・浅草線「大門駅(A1出口)」徒歩5分

大阪会場[茶屋町]

AP大阪茶屋町

大阪府大阪市北区茶屋町1-27
ABC-MART梅田ビル8F
TEL:06-6374-1109

- ・JR「大阪駅」御堂筋北口・地下鉄御堂筋線「梅田駅」北改札より徒歩約3分(地下街経由直結)
- ・阪急電車「梅田駅」2F中央改札口より徒歩約1分
- ・地下鉄谷町線「東梅田駅」北東改札・北西改札より徒歩約5分



東京会場[八重洲]

ビジョンセンター東京八重洲南口

東京都中央区八重洲2-7-12 ヒューリック京橋ビル6F,7F
ビジョンセンター東京八重洲南口 [受付:7F]
TEL:03-6262-3553

- ・JR東京駅八重洲南口徒歩4分
- ・東京メトロ銀座線京橋駅徒歩1分

